

## 制度 WG におけるこれまでの御議論（抜粋）

( ) 内の数字は、制度 WG でのご発言回を示す。例：(2)は第二回会合

### 【窓口整備・迅速な対応】

- DSA も OSA もトラステッド・フラッガーのみならず、司法・行政窓口がしっかりとある。違法情報、特に公法上の権利侵害情報ではないものについてもそういう窓口があるべき。（森構成員(2)）

### 【トラステッド・フラッガー】

- 信頼できる団体については、所管している行政機関と同程度の判定をできるだけの適格性を備えた団体ということになっていくのではないかと。（山本健人構成員(1)）
- 行政機関からの要請への対応を義務付けるのは個人的には行き過ぎだと思っており、通常であれば行政機関はそこらの第三者より普通は信用できるということになると思うが、その優先順位を透明化への対応の中で自ら発表していただくという形ではどうか。（上沼構成員(1)）
- 一番問題なのは資金で、特に独立性の高い団体だとすると、運営資金をどうするのかというのが必ず問題になってくる。その辺りを一緒にセットで考えないと、枠組みは作ったけれども活動するところはありませんということになりかねない。（上沼構成員(1)）
- モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）は、青少年の保護の観点から情報空間の健全性についてやっていた第三者団体だったが、財政的問題でうまくいかなかったという教訓が重要。（森構成員(1)）
- 行政機関の他、適格消費者団体などは内容について十分検討した上で差止請求などをしており、事業者団体は自主的な規制を自ら課しているところ、そうした団体などの情報も優先してよいのではないかと。（増田構成員(1)）
- 特定の団体からの対応にプラットフォーム事業者が受け止めて、何らかのアクションを起こすという団体があるのは非常に重要。既に現存している団体の事例を参考に考えていくのが良いのではないかと。（高口構成員(1)）
- 削除要請を受けたときに、当然ながらプラットフォームとしてはその情報について知るため、その時点からプラットフォーム自体に削除義務が生じるというパターンもある。一方で、言われるままに削除をした場合、行政機関やトラステッド・フラッガーが真面目に要請をしているため、右から左になれば一定の危険はある。（森構成員(2)）
- DSA の方では、行政機関とトラステッド・フラッガーが分かれている仕組みに対し、OSA はトラステッド・フラッガーとして行政機関を指定している。行政とトラステッド・フラッガーを分けるか否かでその後の対応義務に差を設けるなど、様々な制度上の立てつけのアレンジは可能な印象。（山本健人構成員(2)）
- 公的資金が投入される場合の独立性について、日本でもファクトチェック等の関係で問

題になっていたことであり、バランスの取れた考え方をしなければならず、あまりに厳しく行くとどこも機能しなくなる問題もある。(森構成員(2))

- 行政機関が要請をする際に、行政機関の責任はどうなるのか。あるいは要請をするトラステッド・フラグガーの責任も含めて考えていくのか。一方、あまりにも責任を重くし過ぎると非常に萎縮する面も考えられるところ、表現の自由を保障する関係で、このバランスをどのように取っていくのかも非常に重要。(山本主査(2))
- トラステッド・フラグガーが信頼できるものでなければいけない点をどのように担保しているか、トラステッド・フラグガーを指名する DSC がどのような存在なのかは重要。(山本主査(2))
- 当局側の体制やリソースにも少し留意しておかないと、特定の分野においては非常に正確に当局が措置命令を出せるものの、ある分野では手が回らないといった形になればもったいない。(高口構成員(2))
- 政府に都合のよいものを削除しているのではないかという懸念に関するものは独立性が強く求められるが、優先犯罪のような特定のものは、そこまで独立性が要求されるのか。表現の自由との関係を考えても、それほど独立性が要求されないようなものもある。そうした意味で、なぜその独立性が要るのか、何からの独立性なのかを対象情報と一緒にマトリックスにして考えていく必要。(上沼構成員(2))
- 第三者から要請があったとして、判断の一定の裁量が事業者側にあるときに、異議申立てが発信者から来て、ある種責任が問われる可能性もある。例えば、トラステッド・フラグガーや行政から削除するように言われ、基本的に判断をして削除した場合の事業者の責任はどのように扱われるのか。それに従って削除をした場合には免責される形になっているのか。事業者側に判断の余地があることにより、事業者側が責任を負う形になるかは、非常に事業者にとって悩ましいと思われる。(山本主査(2))
- EU や英国と日本との制度的・文化的な違いとして、例えば DSC のような存在が日本の場合にどこに当たるのか。トラステッド・フラグガーについても、日本の場合は市民社会・市民団体の存在感が小さいといった際に、日本では誰がトラステッド・フラグガーになるのかといった文化的な違いも考慮しないと実効性は確保できない。(山本主査(2))
- あくまでもお願いベースということになると、別に無視してもよいということになる。何かしらよいことがある、あるいは、逆に対応をしないことでディスインセンティブのようなことがないと、誠実な対応が取られないことも考えられる。(山本主査(3))

### **【行政機関による恣意的な申出・要請の防止】**

- 一般の事業者は当然のことながらその表現行為をする中で行政機関によって普通に法執行される。プラットフォーム側からは行政からの申出を制限してほしいかもしれないけれども、それは世間一般の対応ではない。行政機関ルートと第三者団体ルートの両方があるべきであって、行政機関からの申出・要請にスムーズに対応してもらうようにするというのが本筋ではないか。(森構成員(1))

- どういった申出・要請をしているかについて、分かりやすいフォーマットのようなものを作って公表していくという方向性が考えられる。その上で、そうしたフォーマットにどういった情報を盛り込むべきかが、さらなる論点になっていくのではないか。(山本健人構成員(1))
- 団体からの報告とともに、団体からの報告や団体自体を検証するような機能が必要。その団体の報告あるいはアクションを、国民も行政機関もあるいはプラットフォーム事業者も外からチェックできて、その団体がしっかり機能しているかというのを客観的に検証する場のようなものがあればいいのではないか。(高口構成員(1))
- 行政機関からの要請については、検閲的に運用されるリスクがないわけではない。仮に制度を作ったとしてもそれに対する信頼が得られなくなるということもあり得るところ、しっかりと透明性の規律やガバナンスと同時並行で検討しなければいけない。(山本主査(1))
- 行政当局から要請があったときにすぐに消す対応になると、ある意味での検閲リスクが高まる一方、その判断の余地を認めると一定程度の検閲リスクが抑えられる。しかし、事業者の負担が非常に大きくなることから、ある種のジレンマが考えられる。行政から言われたらすぐに消すことは、良い点も検閲の問題もあるところ、立て付けは難しい。(山本主査(2))
- 誤った削除あるいは削除しない判断をした際の異議申立てを含む手続に関して、DSA21条の内部苦情処理システムの判断でも不服があった場合には、裁判外紛争処理のシステムを利用できるようにしなければならない義務が定められているところ、法律の立て付け次第ではそういった手続まで含めた免責の在り方を評価する必要があるように感じた。(生貝構成員(2))
- ある法令に違反していることについて判断する適格性がない、全く専門的な知識がない行政機関がプラットフォーム事業者に対して強く要請できるとなれば、濫用される可能性もある。極端な話として、景品表示法違反について仮に外務省から削除要請があった場合、その要請は的確な情報を所掌する当局からの要請とは異なり、これを全部当局として広く認めてしまえば政治的な介入も考えられる。表現の自由に配慮し過ぎかもしれないが、そうした懸念は持った方がよい。(山本主査(2))
- 異議申立てに対しては一旦確認し、どうしても一定の割合で前の判断は少し違っていたというものが出てくる中で、ある程度の撤回率も出てくるのが望ましい姿だと前提にしつつ、透明化をしていくことが適切。(森構成員(2))
- どれぐらい対応したのか、異議申立てにどの程度対応したのかという数字が透明化されても、今まで我々がそれにあまり関心を持ってこなかったため、それが事業者に対するある種のプレッシャーにつながらず、形式的に透明性が確保されてきた部分がある。リテラシーも含め、そういう数字をしっかりと評価する仕組み、社会全体がそういうものに関心を持っていくことをどのように作り出すのかも同時に重要。(山本主査(2))

## 【有害情報への対応】

- 明確な有害性が求められるべきであり、生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかな情報というぐらい限定がされて初めて、違法情報と同じようなコンテンツモデレーションが正当化されるのではないか。(森構成員(1))
- 英国オンライン安全法の中でも、深刻な危害を与えることを意図したような虚偽の情報というカテゴリーを犯罪の種類として作るなどして、対応をある程度促そうといったことをやっている。公序良俗に反する情報という中でも様々なグラデーションがある中で、特に対応が必要なものを括り出していく作業が大変重要。(生貝構成員(1))

## 【リスク評価】

- 「社会的影響」と言ってしまうとふんわりし過ぎるのではないかと思われ、反ワクチンや災害時のいい加減な情報など、生命・身体への悪影響のある情報というように限定しておくのが良いのではないか。(森構成員(1))
- プラットフォーム事業者が最も知識と対応能力を持っており、事業者側でしっかりと自らリスクを評価して、それを軽減するための努力をしっかりと後押ししていく制度の在り方を考えることは最も重要。そうしたときにデジタルサービス法のシステムミック・リスクに対応する条項のような制度を念頭に置いて考えていく必要。(生貝構成員(1))
- 日本の様々な社会状況あるいは統治機構から、そこに即した制度の在り方を具体的にどう作り込んでいくかという各論の部分をしっかり議論をしていくが非常に重要な作業。我が国でも行為規範に委ねるという方法もあるし、あるいは具体的な条文や法令の形に落とし込んでいくということもあり得る。(生貝構成員(1))
- 日本とEU、あるいはイギリスとの文化的・社会的・制度的な環境の違いから日本に置き換えたときに、どのように評価できるのかという点は重要。(山本主査(3))
- OSA の場合 Ofcom の存在感が高く、Ofcom のようなものに類似した機関として日本の場合になかなか近いものを想定するのは難しく、独立性であるとか、そういう点でもしかしたら違いがあるかもしれない。DSA についても、DSC も一定程度の独立性が維持されているところ、こうした機関の制度的な違い、特に独立性の有無を少し考慮に入れる必要があるのか否か。(山本主査(3))
- 相当細かいガイドライン等を設定・策定することによって、一定程度それに関する指針を与えようと思うものの、なお負担が大きいという印象もあるところ、これを正当化する根拠をどのように位置づけるのか。プラットフォーム事業者等に対して非常に複雑な規定を置く、負担をかけることの根拠について、例えば法律上で掲げられているのか、あるいは一定程度何かコンセンサスが結成されているのかも気になるところ。(山本主査(3))
- Ofcom や欧州委員会と同じような組織が日本にあるわけではないとしても、執行の段階でアカウントビリティを確保して事業者の意見を聞くような機会、そういったアカウントビリティを設けていくと、リスク評価全体の枠組みが日本において現実的ではないと

必ずしも言えないのではないか。(山本主査(3))

- リスク評価やマルチステークホルダー行動規範のような共同規制的なものを取り込んでいて、我々から見ると伝統的な法的ツールとは異なるものが使われてきており戸惑うところもあるが、これからのデジタル時代においては、こうした規律の枠組みを真剣に検討していく必要があるのではないか。(山本主査(3))
- 我が国においてもソフトロー的に相当実施してきているが、そのことをしっかり法的に枠づけることで、アカウントビリティをより確かなものにしていくという側面もある。(生貝構成員(3))
- Ofcom や欧州委員会のような仕組みを持って強い組織があるという話と、執行するに当たって制度設計をどのようにうまくつくるのかといった話は、一応区別可能ではないか。日本と EU で制度能力の差分があるとしても、日本の制度能力でも執行できるような形でアカウントビリティの確保や監督できるような立てつけをつくっていけば、ある程度その差分をクリアできるのではないか。(山本健人構成員(3))
- リスクは時代が動いていくと流動的になっていくため、常に事前に定義をし、具体的な対応を求めるということは必ずしも実効的でなく、そうした具体的な定義をして正確にモデレーションを求めるとなれば表現の自由に対する過剰な制約にもなってしまう中で、リスク評価のような形で柔軟に対応していくような部分等が必要か否か。これを法的な枠組みの中で行っていくのか、いわゆるソフトロー的なお願いベースでやっていくことになるのか、これは日本の制度的なリソース能力を踏まえて本当に実効的なのかどうかを慎重に今後検討していく必要。(山本主査(3))

### 【レコメンダシステム】

- プロファイリングあるいはレコメンデーションの透明性をしっかり図っていき、それと併せて利用者がプロファイリングやレコメンデーションの在り方に対して主体的に関与していくことができるような方法は並行して議論を進めていくことが望ましい。(生貝構成員(1))
- 完全なコマンドアンドコントロールの全ての事業者と同じルールを紋切り型に守っていただく方法における限界は、世界的に広く認識されている。そうしたときに、各サービスがそれぞれの特性とそのユーザー層、そして流れるコンテンツを自らリスク評価をしながら、それぞれに比例した適切な対応を取っていただくための枠組みという形にデジタル構成の全体が徐々に移行していかなければならないし、これは相当程度必要になってきている。そうした中で、特に欧州委員会としては偽情報の問題を立法事実として非常に重視し、英国としては深刻な犯罪といったものを立法事実として重視するといった、具体の場面に応じたある種の制度のバリエーションが出てきている。(生貝構成員(3))
- プロファイリングについては、データのソースの問題ではなく、ユーザーの属性、つまり性別や年齢、住所等といったものがパラメータではないか。(森構成員(4))

- レコメンダシステムにおけるプロファイリングに基づかない選択肢の提供について、DSA38 条に記載されている点が非常に重要。ユーザーにこうした選択肢を確保することは、今のさまざまな問題を考える際にも非常に重要。(森構成員(4))
- 情報をどう受け取っていくのか、またどのような情報を得るのかということに関して、ユーザーの主体性をどのように確保していくのかは、憲法上でもいわゆる知る権利とも関連してくる重要なテーマ。(山本主査(4))
- デジタルプラットフォーム及びその情報空間に関する様々なリスクに対して過不足なく対応するためには、ワンサイズ・フィッツ・オールのアプローチでは不十分。事業者自身がサービスに適した形でリスクを常に評価し、様々なプレイヤーと協力しながら軽減していく枠組みが非常に重要。この意味では、デジタルサービス法におけるシステムック・リスクのような、広範なアプローチが理想的。(生貝構成員(4))
- 我が国の法制度にしっかりと接合させるためには、ある種の具体化、あるいは細分化を検討する必要。様々なリスクの中で国としてどれを特に重視し、立法事実としてのリスクと認識するのかを特定し、デジタルサービス法やオンライン安全法等を参考にリスク評価すること。具体的には、深刻な違法情報への取り組みや青少年の保護、さらには災害への対応等にリスク評価を具体的にいき、軽減策を講じる方向性がある。その具体化が必要とされる文脈において、どの制度を参考にするかという観点が重要、日本国内のアセスメント制度のほか、例えば個人情報保護法における安全管理措置や不適正利用に関する勧告といった比較的抽象的な文言、労働法などの文脈も、こうしたアプローチにおいて近い位置にあるかもしれない。(生貝構成員(4))

### **【プロミネンス】**

- 警告表示・ラベル付与・プロミネンス等は既にいろいろな事業者で実行されており、直感的にはこれらが良い取組みだと思えるが、現実の人間の情報摂取行動や認知過程において本当にどこまで正の効果をもたらしているのかに関する効果検証があってもいい。直感的には良さそうな取組みが実は良くない効果を生み出していないかについて慎重に検討しておいた方が良いのではないか。(山本健人構成員(1))
- 情報発信の信頼度を高めることは非常に重要だと思うが、特に伝統的なメディア・公共センターからの情報は信頼できると思うものの、その発信方法であったり、情報の粒度・内容だとよく分からない、もっと詳しく知りたいという場合は SNS などを検索する行動に移るため、そのあたりをさらに検討していただく必要。(増田構成員(1))

### **【収益化停止】**

- 収益が目的ではなく何かの信念に基づいた投稿という偽・誤情報や、そういう悪さをした信念があるところには通用しないため、完璧ではない。一方で、災害などの瞬間最大風速を狙うような場面においては特に収益目的ということが深刻に表れてくると思

うため、そういう場面では特に収益化停止というのは一つ有効なアプローチではないか。  
(高口構成員(1))

- 収益化停止はコンテンツそのものにダイレクトにアクションするわけではないため、表現の自由の観点でも、ソフトなアプローチになると思っており、情報の可視化には直接影響がないため、取りやすいアプローチではないか。(高口構成員(1))
- ある情報については収益化が停止されるという仕組みが周知・徹底されると、それがシグナルになってその後の類似の事例のときの偽・誤情報の投稿に抑制が効くのではないか。制度が開始した時点ではもう情報が出て、そこから収益化停止しても遅いという議論はあり得るかもしれないが、長期的には収益化がこういう場面では停止されるということが広くシグナルとなって、ユーザーに伝わることは良い影響になるのではないかと思われるし、場合によっては収益が停止されるということが広く事業者側からも周知されていくと、コンテンツ自体を制限するわけではなくとも、一定の偽・誤情報への対応という意味では有効性があるのではないか。(高口構成員(1))
- 収益化停止は表現規制でないわけではない。災害等の特定の期間において、例えばフリーのジャーナリストの方がそういった発言・投稿によって収益が得られなくなるということが表現の自由に対する影響がゼロではないところ。有効な対策である可能性と同時に、表現の自由の制約に全くなならないということではないという点を踏まえて、慎重に議論をしていく必要。(山本主査(1))

### **【本人確認・匿名表現】**

- この論点は、特定の IP あるいは属性アカウントから繰り返し違法情報等が投稿される場合の、リポート・インフリンジャーへの対応をプラットフォーム側でアカウントの管理も含めてしっかりとやっていくこととセットで考えていくことが望ましいのではないか。(生貝構成員(1))
- 匿名表現の自由自体をどう扱うかについて憲法学の中でも理解にグラデーションがある。表現の自由の中でこの自由自体がどれほど重要なものとされているのか、どういった形で制約されるとそれは問題になるのかということについても考える必要がある。  
(山本健人構成員(1))
- 匿名の表現と自ら自分の名前を顕名の上で発している意見等の信頼性が違うのは仕方ないのではないか。(上沼構成員(1))
- 本人確認の厳格化については賛成だが、情報収集がさらに多くなると思われるため、プラットフォーム事業者においては、情報の取扱いとその利活用も含めて、より一層強固な法律を厳守していただきたい。(増田構成員(1))
- そもそも今回議論になっているのは民間企業が提供するサービスであるプラットフォーム上での情報流通の話。匿名表現の自由は確かに一定程度大切なものであるかもしれないが、匿名表現の自由というのをかなり強力に保障するというのは、昨今の問題を考えると少し厳しいのかもしれない。(高口構成員(1))

- 果たしてスマホの電話番号が本当に機能しているのかは確認した方がいい。悪いことをしようと思っている人たちが使うスマートフォンの番号は、しばしば他の人から譲り受けたものでもあり得るところ、本当に悪いことをしようとしている人たちに本人確認でたどり着けるのかどうかを調べないと、立法事実との関係で問題がある。(森構成員(1))
- 犯罪実行者募集は、本人確認をされたアカウントで譲り受けて行われている。匿名性を奪うことがあまり違法情報対策として効いていないという問題意識が非常に出てきており、韓国の裁判所の言っていることを見ても、果たして本人確認をすることで強い効果があるのかと示されている。そうした意味では、オプションを提供するというのはよいが、本人確認義務となると韓国の裁判所の判断と同じような結論になるように考えられる。(森構成員(2))
- 様々なフェデラリストや古典的表現が匿名だったとしても、パブリックの場に対しては匿名でも、パブリッシャーに対しては誰かが明らかであったのではないか。この意味で、匿名の自由はパブリックに対するものであり、パブリッシャーやメディアに対しての匿名性は、この段階ではさほど考慮されていなかったのではないか。この観点から、プラットフォームに対して本人確認を求めることが、匿名表現への直接的な制約ではなく、萎縮効果の問題に留まるのではないか。(山本主査(4))
- パブリックに対して実名を強制されることは、かなり萎縮効果がある。自分の名前を明らかにしなければ発言できないという状況が課せられる一方で、パブリックに対して匿名性が保障されることは、一種の萎縮効果を軽減する要素がある。(山本主査(4))
- パブリッシャーやプラットフォームに対する匿名性についても、依然として萎縮効果が見られると思うため、その程度がどのくらいなのかを実証的に考える必要。(山本主査(4))
- 有害な情報発信が増えており、例えば犯罪を募る広告でなくても、先鋭的な政治的言論や差別主義的言論等を発信している時にその匿名性によって助長されているといった主張があるが、これに対しては本人確認済みのアカウントが多く利用されていることが多く、こうした規制が果たして効果があるのか。(森構成員(4))
- 「表現の自由の外側」でその行為を行うために SNS を用いているとすれば、匿名での発信を行う権利は享受できなくてもやむを得ない。しかし、そのような対応を行うために、ただし、SNS 内で実名登録が義務づけられると、表現の自由の範囲内での表現に対しても萎縮効果が生じる可能性があるため、それをどう解決するかというジレンマがある。(上沼構成員(4))
- プラットフォーム事業者が実名制を採用するという表明をすること自体は当該プラットフォーム事業者の裁量の範囲内である。(ただし、この場合、匿名プラットフォームでの発信は、信頼性が低いという認識が広がることも考えられる)。(上沼構成員(4))
- 複数アカウントは重要である。リアル世界でも相手によって見せる顔が異なるのは当然なので、ネットにおいても、同様な運用ができることは重要。(上沼構成員(4))
- 本人確認オプション機能の提供義務は、青少年保護のための年齢確認義務、すなわちユーザーベリフィケーションに関わる。アメリカでも年齢を確認するための機能が義務付

けられている例があるため、そうした事例を考慮に入れる必要。(生貝構成員(4))

- パブリックではなくプラットフォームに対する情報の提供を義務づけるという文脈について、ヨーロッパのデータリテンションに関連する規制とも関わりがあると思う。(生貝構成員(4))
- 一般的な法律で本人確認が義務付けられる場合でも、匿名での書き込みを禁止しないときに事業者の自由の観点が出てくると思われる。義務化が進むと事業者は自由だけでなく、個人情報の管理に関する負担も増えるが、それぞれの場面で事業者の自由や負担をどの程度のものを見積もるべきか。(山本健人構成員(4))

### **【特定場面】**

- 災害発生時の緊急場面であまり詳細な調査を行うことはできないとすれば、詳細な調査を経ずして、当座止めるなどの対応が必要になると思われる。後から検証する仕組みがないと濫用されかねないとは思いますが、「当座止める」という仕組みをどのように作るのか、その要件をどうするのが重要。(上沼構成員(1))
- 中身に入らずに止めたいだろうと思われるため、過去に問題になった例などで、どういうものが問題になってどういう状況で発生したのか、こういう外見的特徴だとリスクが高いなどの形式面の特徴をまとめたリストのようなものがあると良いのではないかと。(上沼構成員(1))
- 自然災害といった緊急の状況におけるある種の行動規範のようなものは、その状況に応じて情報がもたらす被害の深刻度というものも違ってくるため、アーキテクチャを含めた対応の在り方に関わる制度と紐付けていくということが重要(生貝構成員(1))

### **【ユーザーエンパワーメント】**

- 研究者等の第三者からのデータへのアクセスをどう考えていくかも、この枠組みの中で考える価値があるのではないかと。プラットフォームのガバナンスにおいて、プラットフォームと政府の二者関係だけではなく、社会の様々なステークホルダーがいかに関わっていくことができるか、そしてそれをエンパワーメントするような仕組みをどのように作っていくかが、情報流通の様々な課題を透明に解決して改善していく上で大変重要。(生貝構成員(1))
- 情報の内容に入ることなく、なるべく外部で判断できた方が望ましい。発信元を特定するための取組が広く知られないとあまり意味がないため、発信元を特定する取組をプラットフォーム事業者側でも取り組んでいただくような制度があると望ましい。これは義務付けるのではなくて、そういう発信元を特定する取組をなるべくきちんと表示するなど、プラットフォーム事業者側に協力してもらうことは重要。(上沼構成員(1))
- 情報の真偽を判断するときに、誰が言っているのか、どう言っているのか、どこで言われているのかということ複合的に判断して行っているため、その判断のための情報を

提供する、周辺情報をどんどん提供していくことが重要。(上沼構成員(1))

- 制度全体の中でユーザーのエンパワーメントを中心に据える基本的な発想が、DSA や OSA にはある。レコメンダシステムやプロファイリングの透明性、変更可能性、ラベリング等、ユーザーの自律的判断を手助けするアーキテクチャを法制度の助けによって実現していくことが求められ、さらに解決できない部分については、もっとパターンナリスティックな対応も検討する必要があるのだろう。(生貝構成員(4))

### **【AI ラベリング】**

- システムとして対応可能な部分がどの程度あるのかも含めて、利用者側がしっかりと情報を得た上で、情報の信頼性を判断することができる施策として考えていくことが重要。(生貝構成員(1))
- ユーザー側が合理的に情報を選択摂取することができる情報やラベルについては、やはり具体的に検討していく必要があるのではないか。もちろんどこまでを直接的に制度化していくべきなのかということは改めて慎重に議論しなければいけないと思う。(山本主査(1))

### **【態様に着目】**

- 明らかに 1 回限りの捨てアカウントのように見受けられるものについてフラグを立てるなど、フラグが割と容易に分かるようになっているという形の方法はあり得るのではないか。(上沼構成員(1))
- 違法な情報を繰り返し投稿する利用者がある程度集中していることは、これまでの検討や議論の中でも課題となってきたところ、もちろんプラットフォーム側でそれぞれ自主ポリシーとして対応指針を定めていることはあるかと思うが、特に悪質なアカウントに関してアカウント停止を含めたどのような対応をするのかについての、ある程度共通の指針を作っていくことが望ましいのではないか。それを制度あるいは行動規範の中にもしっかりと含めていくことをある程度各論レベルでも議論をしていくことが重要。(生貝構成員(1))
- プロファイリングに基づく政治広告やレコメンデーションは流通の態様に着目した対応の問題のため、同じ有害情報であっても生命・身体の危険とは切り離して、別の角度から操作の意図といった全く違う基準で考えるべき。(森構成員(1))
- 悪質な投稿であることは間違いなく、悪質な投稿を繰り返すとされているため、内容に着目してないわけではないのではないか。(森構成員(1))

### **【執行権限・体制】**

- ヒアリングへの応答義務を制度化していただくことがぜひとも必要ではないか。諸外国

にも透明性レポートの作成と公表があり、これを義務化していただいた方がいいのではないか。透明性確保は、違法・有害情報対応においては非常に重要になると思われるため、ヒアリング応答と透明性レポートについては制度化していただきたい。(森構成員(1))

- まず政府の側でしっかりと情報を把握することができる位置付け・権限をどのように考えていくのかということは極めて重要で、それがこうした会合のモニタリングという形をとるのか、あるいはある程度限定的な形でも情報の提供要請・調査等を行うのかは、論点としてしっかり考えていく必要。(生貝構成員(1))
- 情報を専門的に分析して状況を把握する能力を継続的に担保していくことの重要性はある。例えば EU だと欧州アルゴリズム・トランスパレンシー・センターという形で、調査分析の体制もしっかり作った上で、選挙や政治に関わるようなターゲティングといった介入がどの程度行われているのかということも含めた分析を行う体制を作っている。セットで、広い意味での透明性というものを考えていく必要。(生貝構成員(1))
- EU では、リスク軽減措置の全体執行について、基本的には柔軟性を持たせて、技術的変化にも早期に対応できるような枠組みを採用している。しかし、事業者がどのような措置をどの程度行えば有効的な措置といえるのか、また執行機関が当該措置の有効性や合理性の評価をどのように行うのかといった点で、十分な明確性が欠けているのではないかとと思われる。(山本健人構成員(4))
- ECAT の執行支援について、非常に困難なレコメンダシステムの問題を解決するためには、官単独では行えない性質のもの。したがって、特に民間の市民団体や技術者と連携して、しっかりとリソースを投入することが重要。(森構成員(4))
- ECAT のような仕組みは今後さらに重要になると感じているが、リソースをどのように確保していくのかがとても難しい点。この点に関して、官民の連携が必要かもしれないし、公正取引委員会も競争法の観点からアルゴリズムの調査を行うことになるだろうし、そうした意味で政府が1つの機関を持ち、それを各省庁が共有していく形も考えられるのではないかと。かなり省庁横断的な取り組みになると思うが、そのような点についても考慮する必要。(山本主査(4))
- 欧州委員会の中にはジョイントリサーチセンターという、政策に対して独立的な立場から科学的な助言を行う専門の組織があり、この組織は全体で 2000 人以上の科学者等も含めて雇用しているようだが、その一部を参考にして日本の現行制度にあてはめる場合、IIPC (International Internet Preservation Consortium) というより NICT (国立研究開発法人情報通信研究機構) が近いかもしれない。政府内部だけでなく、外部の研究機関との連携を如何にして強化し、分析能力を高めていくか。日本版 DMA の施行にあたっては公正取引委員会も組織内外に人員含め補強をしており、重要な課題。(生貝構成員(4))
- 近い将来、日本版 DSM や DMA においても、同様の協力体制を構築する必要があるかもしれない。それに加え、調査研究機関のみならず、外部の第三者のエンパワーメント、例えば研究者によるデータアクセスや、Trusted Flagger のような仕組みも重要。制度全

体を通じて、ユーザー及び様々な外部の第三者のエンパワーメントをどのように考えていくのかを重視しながら検討を進めることが重要。(生貝構成員(4))

### 【マルチステークホルダー】

- 情報の真偽・違法性の判断をプラットフォームだけに委ねるのではなく、信頼できる第三者の団体と様々なステークホルダーが関わりながら、判断の能力を社会全体でまさにマルチステークホルダーとして高めていくということをしっかりと考えていくことが非常に有意義。(生貝構成員(1))